

第 6 講 知的財産権に関する他の法律及び条約

第 1 話 関係法律の系統



知的財産関連法と憲法、民法等の国内法との関係はどうなっているのですか



- ①日本の主な法律を大別すると、憲法、行政法、民法、商法、刑法、社会法、経済法、国際法及び民事・刑事訴訟法となります。
- ②知的財産関連法は経済法の範疇に入りますが、私有財産と言う観点で憲法や民法・刑法訴訟法が深く係わっています。
- ③知的財産はその大部分が世界共通の基準で保護されています。日本の知的財産関連法はほとんどパリ条約、ベルヌ条約等の国際条約と整合のとれたものとなっています。知的財産関連の主な国際条約は第 5 講の WIPO に掲載してあります。



なお、日本では 2002 年 12 月に「知的財産基本法」が制定されましたが、これは以下の通り、知的財産の創造・保護・活用に関する基本理念とその実現を図るための基本事項を定め、国、地方公共団体、大学、企業の責務を明らかにし、「推進計画」を策定し、「知的財産戦略本部」を設置し、これらを集中的かつ計画的に推進することを目的とするものであって、知的財産権の権利等の具体的な事項は、これでは定められてはいません。

第 1 条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

関係法令の系統



「権利」という観点で各法律を系統的に見ると下記ようになります

憲法第 29 条 [財産権]

- ①財産権は、これを侵してはならない。
- ②財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。
- ③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

憲法第 11 条 [基本的人権の享有]

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことができない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。



民法第 206 条 [所有権の意義・内容]

- ①所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有者ノ使用、収益及ビ処分ヲ為ス権利ヲ有ス。

民法第 709 条 [不法行為の一般的要件・効果]

- ①故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生ジタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス



刑法第 230 条 [告訴権者]

- ①犯罪により害を被った者は、告訴をすることができる。



特許法第 29 条 [特許の要件]

- ①産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

特許法第 33 条 ①特許を受ける権利は、移転することができる。

特許法第 68 条 [特許権の効力]

- ①特許権者は、業として特許発明を実施する権利を専有する。以下省略

特許法第 196 条 [侵害の罪]

- ①特許権又は専用実施権を侵害した者は、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金に処す。



商標法第 25 条 [商標権の効力]

- ①商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。以下省略



著作権法第 17 条 [著作者の権利]

- ①著作者は、著作人格権(条文省略)及び著作権(条文省略)を享有する。
- ②著作人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

著作権に含まれる権利の種類 [第 3 章]

・複製権(第 21 条)、上演権及び演奏権(第 22 条)放送権、優先放送権等(第 23 条)、口述権(第 24 条)、展示権(第 25 条)上映権及び頒布権(第 26 条)貸与権(第 26 条の二)、翻訳権、翻案権等(第 27 条)、二次的著作物の利用に関する著作者の権利(第 28 条)、出版権、著作隣接権他

罰則 [第 7 章]

第 119 条

- ①次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処す。

1. 著作人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者
2. 営利を目的として、自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

第 120 条から第 122 条まで省略

第 123 条

- ①第 119 条及び第 121 条の二の罪は告訴をまって論ずる。

第 2 話 知的財産関連法に関する国内法及び条約



知的財産関連法と民事訴訟法との関係はどうなっているのですか



- ①特許法、実用新案法、意匠法及び商標法では民事訴訟法の準用が多くあります。
主な準用：a. 証拠調べ、証拠保全(民訴 913 条から 278 条までの一部)、b. 通訳の立会い(民訴 154 条)、c. 調書(民訴 160 条)、d. 再審(民訴 3338 条)他。
- ②特許庁は行政府ですから人を裁くことはできません。特許権侵害行為、不法行為、信用を失墜させる行為、消費者を欺く行為等を裁き、罰則を適用するのは裁判所です。特許発明の技術的範囲の認定も裁判所です。(特許庁は判定のみ)
- ③また特許法は裁判所との関係も定められています。その主なものは、a. 特許庁が行った特許取消決定又は審決に関する訴えは東京高等裁判所の専轄とする(特許法 178 条)、b. 書類の提出命令(特許法 105 条)、c. 信用回復の措置(同 106 条)、特許庁または裁判所の手続の中断(同 54 条)等です。
- ④なお米国では 1982 年に特許庁の管轄化にある特許、意匠及び商標の事件専門の連邦控訴裁判所 (CAFC) を開設しました。この CAFC において特許権を広く解釈する判例が主流になり、米国でのプロパテントの法理が一気に加速しました。日本にも日本版 CAFC を設立する動きがあります。現在は東京と大阪の裁判所に知的財産専門の部門を設け、充実する方向で対処しています。

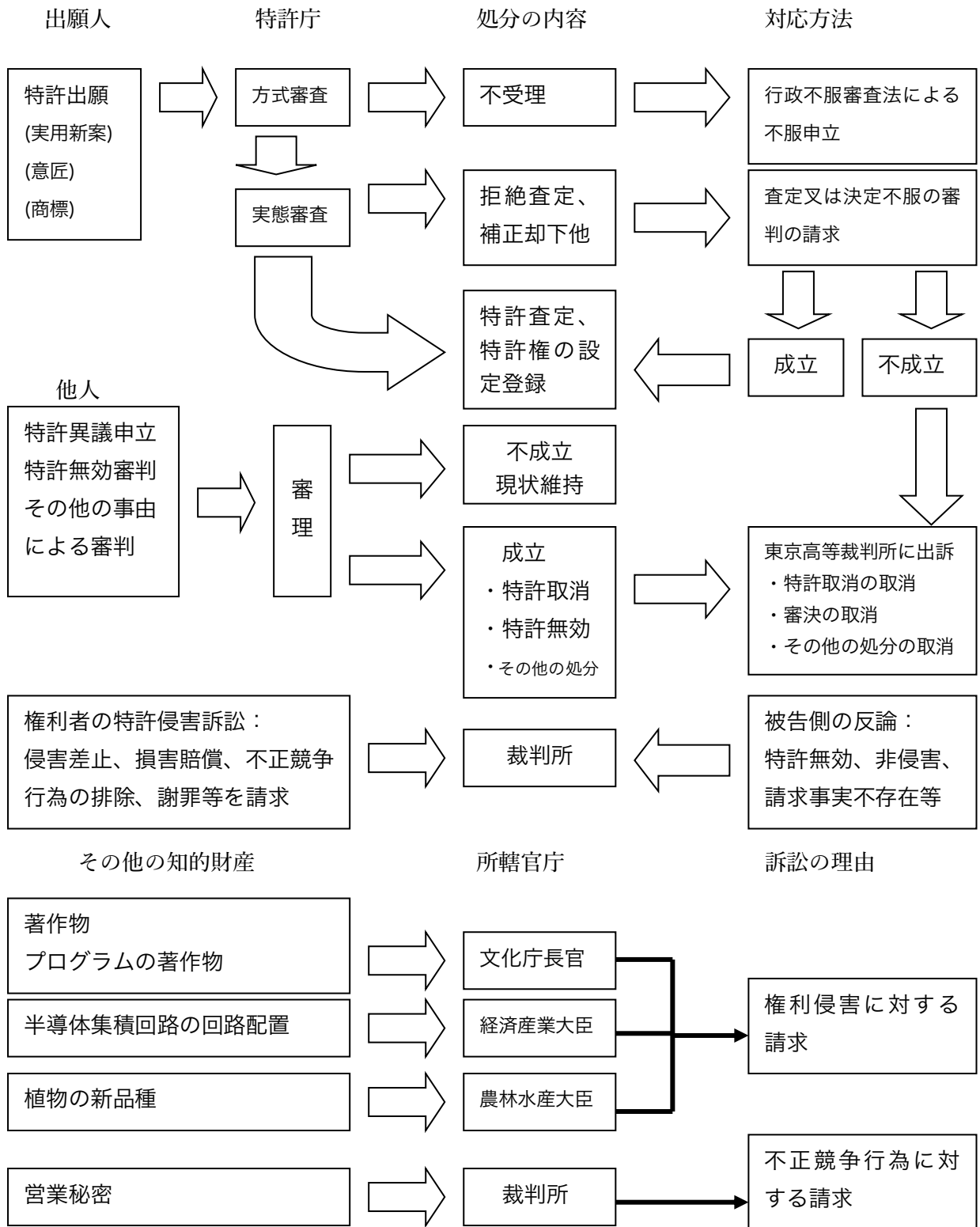


国内法と条約や協定との関係はどうなっているのですか



- ①日本の知的財産関連法は基本的には国際条約や協定の強制条項に準拠しており、裁量条項は関連国内法等を含めて対応しています。特許、実用新案、意匠及び商標はパリ条約、マドリッド協定等に、著作権はベルヌ条約等にそれぞれ準拠しています。
- ②その他に特許、実用新案には「特許協力条約」があり、特許法に「特許協力条約に基づく国際出願に係る特例」があります。商標に関する「マドリッド協定の議定書」に対しては、商標法に「マドリッド協定の議定書に基づく特例」があります。前者の特例は、外国語(英語)による出願の容認とその外国語出願に優先権を付与するなど従来の法律とは枠組みの異なる条文です。後者の特例は、商標の国際登録出願等に関する事項です。

知的財産に関する処分とその対応



注：営業秘密は権利ではないが、営業上の被害者は不正競争行為の差止や損害賠償の請求ができる。窃盗等の刑法上の犯罪行為、民法上の不法行為は別に処罰される。米国では営業秘密について経済スパイ法による保護もある。

第3話 特許協力条約 (PCT : Patent Cooperation Treaty)



PCTとはどんな条約ですか



- ①PCTは1970年にワシントンで調印され、1978年1月に発効したパリ条約を補完する条約です。パリ条約では審査主義も無審査主義も容認されており、審査主義を採用している国の間では同一出願人の同じ発明を各国がそれぞれ別々に審査するため、審査業務が重複することになっていました。一方、出願人も優先期間(1年)内に各国のルールに沿って、それぞれの国の言語でそれぞれの国に出願しなければならないため、そのための費用と労力は大変なものでした。こうした状況を打開し、出願人も各国の特許庁も便利になる方法として取決められたのがPCTです。すでに加盟国は100ヶ国以上になっています。
- ②PCTの原本(正文)は英語とフランス語で書かれています。それ以外にスペイン語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語、ロシア語等の公定訳文が用意されています。
- ③PCTの主な制度と規定は次の通りです。
- a. 国際出願制度：国際出願の方式に準拠した国際出願をある国に出願すると、多数国に出願したことと同じ効果をもつ制度(3条他)
 - b. 国際審査制度：国際調査機関が国際出願に係る発明の先行技術を調査する制度(15条他)
 - c. 国際公開制度：国際事務局が、国際出願日が認められた国際出願を、優先日から原則として18ヶ月を経過した後にその出願内容を公開する制度(21条)
 - d. 国際予備審査制度：国際予備審査機関が、その発明の新規性、進歩性、産業上の有用性について拘束力を持たない予備的な調査をする制度(第2章)
 - e. 技術情報提供業務：国際事務局が、開発途上国のために、公表された特許及び関係情報を提供する業務(50条)
 - f. 技術援助：開発途上国の特許制度の発展を目的とする技術援助をする(51条)
- ④なお、PCTの対象は特許のみで、意匠、商標その他の知的財産は含まれていません。
- ⑤また日本で国際出願の受理、国際調査及び国際予備調査を行うのは特許庁です。
- ⑥さらに日本の特許法には、PCTの施行に伴い第9章「特許協力条約に基づく国際出願に係る特例」が設けられました。詳細は第7講「特許法」で説明します。

第 4 話 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)



TRIPS とはどんな協定ですか



①TRIPS 協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) は 1994 年 4 月にウルグアイにおいて調印され 1995 年 1 月に発効した協定で、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定=WTO 設立協定」の付属書の一つとなっているものです。WTO (World Trade Organization : 世界貿易機構) には現在 140 以上の国や地域が加盟しています。

②TRIPS 協定は工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約、著作隣接権に関するローマ条約及び集積回路の知的財産権に関する IPIC 条約 (Treaty on Intellectual Property in respect of Integrated Circuits) における保護の範囲を強化することを目的としています。保護の強化のための最低基準を、先進国は 1 年、開発途上国は 5 年、後発開発国は 11 年以内にて達成することが定められています。特に紛争解決については、パリ条約では国際司法裁判所の判決にも法的拘束力がありませんでしたが、TRIPS では条約締結国の集団による制裁措置の発動が可能になっています。なお、日本の関連法令はもともと強い保護が可能なるものであるため、その部分的改正により TRIPS 協定への対応が行われています。

③TRIPS 協定の主な内容は以下の通りです。

第 2 章 一般協定及び基本原則

- a. 実施義務と最低基準の達成
- b. パリ条約超えた保護の強化
- c. 内国民待遇の拡大 (差別の禁止)
- d. 最恵国待遇の即時かつ無制限の原則
- e. **国際的消尽の原則** (ある国で市場に流通した商品については、その時点で権利者の保持する権利は消失し、他国において、その輸入差止はすることができない)

第 3 章 取得可能性、その範囲と種類に関する基準

- a. 特許の対象 : 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明
- b. 特許権の内容 : 排他的権利の拡大 (販売、譲渡、貸渡の申出)
- c. 発明の開示他 : 当業者が実施可能な開示、ベストモード及び情報提供の要求可能

TRIPS における各権利の保護の原則

- a. 工業所有権 : パリ条約に加えより高度の保護水準
- b. 集積回路 : IPIC 条約に加えより高度の保護水準
- c. 著作権 : ベルヌ条約に加えより高度の保護水準
- d. **コンピュータプログラム及びデータの編集物** : 「**文学的著作物**」として保護、データの編集物は著作権に加え知的創作物としても保護

第 5 話 パリ条約の主な条文と国内法との関係

パリ協約	特許法	意匠法	商標法
第 1 条 同盟の形成・工業所有権の保護の対象			
第 2 条 同盟国の国民に対する内国民待遇	特許法 25 条、15 条 8 条、	特許法準用、68 条	同左、77 条
第 3 条 同盟国の国民とみなされる者	特許法 25 条、	特許法準用、68 条	同左、77 条
第 4 条 優先権	特許法 39 条、29 条 79 条、69 条、3 条 43 条、193 条、44 条	9 条、3 条、29 条 66 条、特許法の準用	5 条の 2、8 条、4 条 32 条、75 条 特許法の準用
第 4 条の 2 各国特許の独立	特許法 67 条		
第 4 条の 3 発明者掲載権	特許法 28 条	62 条	71 条の 2
第 4 条の 4 販売が法律によって制限されている物に係る発明の特許性	(特許法 32 条、公序良俗)	準用	準用
第 5 条 不実姉・不使用に対する措置	特許法 2 条、83 条 94 条、187 条	2 条、64 条、準用	50 条、35 条、30 条 31 条、53 条、73 条、準用
第 5 条の 2 工業所有権の存続のための料金納付の猶予期間、特許の回復	特許法 112 条、112 条の 2	44 条、44 条の 2、	20 条、43 条、21 条、
第 5 条の 3 特許権の侵害とならない場合	特許法 69 条、	準用	
第 5 条の 4 物の製造方法の特許の効力	特許法 2 条、		
第 5 条の 5 意匠の保護		1 条	
第 6 条 商標の登録の要件、各国の商標保護の独立			3 条、4 条、5 条、5 条の 2 6 条、19 条、20 条
第 6 条の 2 周知商標の保護			4 条、15 条、32 条、46 条 47 条
第 6 条の 3 国の紋章等の保護			4 条、15 条、46 条
第 6 条の 4 商標の譲渡			24 条の 2、4 条、3 条 19 条、20 条、
第 6 条の 6 サービスマークの保護			1 条、2 条、
第 6 条の 7 代理人、代表者による商標の登録・使用の規制			53 条の 2、53 条の 3
第 7 条 商標の使用される商品の性質の無制限			6 条
第 7 条の 2 団体商標の保護			7 条、4 条
第 8 条 商号の保護			4 条
第 9 条 商号の不法付着の取締			36 条
第 10 条 原産地等の虚偽表示の取締、			(不正競争防止法)
第 10 条の 2 不正行為の禁止、			(不正競争防止法)
第 10 条の 3 商標・商号不正付着、原産地等の虚偽表示、不正行為を防止するための法律上の措置			(不正競争防止法)
第 11 条 博覧会出品の仮保護	30 条	4 条	9 条
第 12 条 工業所有権の特別の部局、中央資料館の設置等	66 条	20 条	18 条
第 13 条 同盟の総会			

追補：人格権と日本国憲法

発明者、考案者、創作者、使用者、著作者等が享有する知的財産権は人格権に基づく権利である。人格権はわが国の憲法第 11 条 [基本的人権の享有] 「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことができない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」として保証されている。